

食品安全情報（化学物質） No. 5/ 2013 (2013. 03. 06)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【WHO】 画期的な国連報告でホルモン攪乱物質へのヒト暴露の影響を検討

国連環境計画（UNEP）及び世界保健機関（WHO）の新しい報告書「内分泌攪乱物質の最先端科学 State of the Science of Endocrine Disrupting Chemicals」において、ホルモン系への攪乱影響が検討されていない多くの合成化学物質に、意味のある健康影響の可能性があると報告された。この共同研究では、内分泌攪乱化学物質（EDCs）と特定の疾患との関連を理解するためにさらなる研究が必要だとしている。

*ポイント： 内分泌攪乱物質の評価を難しくしているのは、有害影響の判断基準が明確に決められていないということです。つまり、内分泌攪乱物質の影響試験をしたとしても、どのような変化が見られた場合に有害影響があると言えるのか定義されておらず、実際にはヒトの疾患につながるような変化でさえ有害影響と見なされてしまう可能性があります。この UNEP/WHO の報告書とは別件で、欧州食品安全機関（EFSA）が、内分泌攪乱を判別するための科学的基準と、現在採用されている試験方法の適用性についての科学的意見を今月中に公表する予定です。

【RASFF】 食品及び飼料に関する緊急警告システム

EU 加盟国で緊急性が比較的高いと判断された食品及び飼料に関する基準違反等が定期的に報告されている。今回報告されたフォローアップ用情報の多くは、牛肉製品中のウマ DNA の検出に関する報告である。

*ポイント： RASFF に報告された事例を見ると、牛肉偽装問題の影響がいかに広いか驚かされます。この問題はまた拡大しそうですが、欧州委員会が要請した各国の検査結果が 4 月に報告される予定ですので、それでやっと全体像が見えてくるかもしれません。また、FSA 主任科学者が DNA 検査について分かりやすく説明している記事もオススメです。

【FSANZ】 ファクトシート：清涼飲料のベンゼン

2006 年に清涼飲料中でベンゼンの生成が確認されて以降、世界中で清涼飲料業界が生成の原因及び解決法について検討してきた。オーストラリアでは、オーストラリア飲料協議会（ABCL）が事業者における飲料中ベンゼン対策の中心となり、国内での検査結果をオーストラリア・ニュージーランド食品基準局（FSANZ）へ毎年報告している。これまで報告された検査結果によると、アクションレベル超過検体の数は年々減少し、2011 年はゼロであった。これを受け、ABCL から FSANZ への報告頻度を 2013 年以降は 2 年毎に変更した。

*ポイント： 国際清涼飲料協議会からガイダンス文書が公表され、飲料業界の努力により現在では飲料中のベンゼンはかなり低減化されているようです。発見当初は大騒ぎになりましたが、食品中汚染物質と言っても、ベンゼンやアクリルアミドのように加工段階の対策である程度低減化できるものは良い方です。より問題なのは、環境中に存在するカドミウム、ヒ素及びメチル水銀などのように、原材料そのものに存在し簡単には除けないものについて、どの程度なら許容できるかの見極めの判断でしょう。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 画期的な国連報告でホルモン攪乱物質へのヒト暴露の影響を検討
2. 最近の Lancet 報告に対する WHO/IARC 共同声明
3. 福島原子力発電所事故の包括的報告書が健康リスクの詳細を記す

[【EC】](#)

1. 食品獣医局（FVO）査察報告書：スウェーデン、トルコ、アルバニア、チェコ
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. FOCUS 地下水ワーキンググループの報告書(FOCUS, 2009)に関する科学的意見：低層の評価
2. 香料グループ評価
3. 飼料添加物関連
4. 内分泌活性物質のヒト健康と環境ハザードーEFSA は関係者と会合
5. EFSA の科学者は食品と飼料の添加物評価で協力を強化
6. アスパルテームのウェブによる意見募集のフォローアップ会議
7. 作業計画 2013

[【FSA】](#)

1. 牛肉製品へのウマ肉混入について
2. FSA 主任科学者 Andrew Wadge のコメント

[【MHRA】](#)

1. 香港衛生署が重金属を含む漢方薬に警告

[【HSE】](#)

1. HSA は重大な有害反応を引き起こす海外で購入した異物混入健康製品について警告

[【FSAI】](#)

1. 牛肉製品へのウマ肉混入について

[【EVIRA】](#)

1. ウマ肉混入製品を回収

[【FDA】](#)

1. 詐欺についての 6 つの警告：健康詐欺の犠牲にならないように
2. 警告文書（2013 年 2 月 19 日、26 日公表分）

[【NTP】](#)

1. OHAT の系統的レビュー推進
2. NTP ニュースレター：環境因子

[【EPA】](#)

1. 2013 年授粉媒介者サミットとオンラインセミナー

[【USDA】](#)

1. USDA はバイオテクノロジー規制申請及びその他の対応について発表

[【FSANZ】](#)

1. ファクトシート：清涼飲料のベンゼン
2. 食品基準通知
3. 主任科学者のデスクから 食品添加物

[【APVMA】](#)

1. 化学物質規制機関はフェナミホスへの対応を検討
2. あなたの庭の小屋にはどんな物質がある？リスクを知ろう

[【TGA】](#)

1. 安全性助言 GNY オーストラリア製品：MSV ストロングバージョン、ESV エクストラストロングバージョン、RL Rapid Loss ソフトゲルカプセル

[【MPI】](#)

1. DCD 更新：検査で製品中の DCD 分布予想確認

【[香港政府ニュース](#)】

1. 漢方薬リコール
2. 乳児用調整乳の輸出を制限
3. 8 食品が安全性検査に不合格

【[KFDA](#)】

1. 国内流通食品中のカビ毒の安全管理を強化！
2. 食品の異物混入、毎年減少
3. ベンゾピレン (Benzopyrene) 基準超過「唐辛子種の油」の回収および廃棄措置

【[その他](#)】

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・(ProMED) ウマ肉 ヨーロッパ（第 6 報）：コントロール、食品安全、更新
- ・(ProMED) ニコチン中毒、子ども－米国（シカゴ）
- ・(EurekAlert) 肉の同定に問題が？答えはバーコードをチェックすること

● 世界保健機関（WHO : World Health Organization）<http://www.who.int/en/>

1. 画期的な国連報告でホルモン攪乱物質へのヒト暴露の影響を検討

Effects of human exposure to hormone-disrupting chemicals examined in landmark UN report

19 February 2013

http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2013/hormone_disrupting_20130219/en/index.html

国連環境計画（UNEP）及び WHO の新しい報告書「内分泌攪乱物質の最先端科学 State of the Science of Endocrine Disrupting Chemicals」によると、ホルモン系への攪乱影響が検討されていない多くの合成化学物質に意味のある健康影響の可能性がある。

この共同研究では、内分泌攪乱物質（EDCs）と特定の疾患との関連を理解するためにさらなる研究が必要だとしている。また、助言として次のことを述べている。

- ・検査：既知の EDCs は氷山の一角でしかない
- ・研究：ヒト及び野生動物への影響を同定するにはさらなる研究が必要
- ・報告：多くの EDCs 源が情報及び報告不十分で知られていない
- ・協力：科学者及び国のデータ共有

懸念の根拠として、1970 年代以降の米国の小児がんの増加、欧州の精巣がん及び乳がんの増加、先進国での肥満の増加などをあげている。

2. 最近の Lancet 報告に対する WHO/IARC 共同声明

Joint WHO/IARC Statement in response to the recent Lancet report

19 February 2013

http://www.who.int/mediacentre/news/statements/2013/response_lancet_20130219/en/index.html

Lancet の記事「IARC in the dock over ties with asbestos industry」を受けて、WHO 及び国際がん研究機関（IARC）は次のように述べる。

- ✓ 全ての形状のアスベスト（asbestos）はヒト発がん性であり、全ての形状のアスベストの使用中止がアスベスト関連疾患削減のための最も効果的な方法である。
- ✓ ロシアのアスベスト市（Asbest）におけるクリソタイルアスベスト労働者のがん研究には、IARC が疫学の専門家を派遣し、重要な科学的情報を提供するものである。
- ✓ WHO 及び IARC は利益相反について重大に考えており、研究を守るために厳密なプロセスを用いている。
- ✓ IARC は *British Journal of Cancer* に発表され（Estimating the asbestos-related lung cancer burden from mesothelioma mortality）、キエフでの会合で提示されたデータの正確性を確認する。

* *Lancet* の記事：IARC がアスベスト企業との関連で非難されている

IARC in the dock over ties with asbestos industry

David Holmes ; *Lancet* 381(9864) 359-361,2013

現在でも使用されているクリソタイルアスベストの評価をめぐり、ウクライナで開催される会議に IARC の科学者が参加することが非難されている。

3. 福島原子力発電所事故の包括的報告書が健康リスクの詳細を記す

Global report on Fukushima nuclear accident details health risks

28 February 2013

http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2013/fukushima_report_20130228/en/index.html

国際的専門家による、福島第一原子力発電所の事故に関連する健康リスクの包括的評価は、日本国内外の一般人に対し予測されるリスクは低く、ベースラインを超えるがんの増加は予想されないと結論した。

しかしながら、2011 年の東日本大震災後の原子力発電所事故による予備的線量推定に基づく健康リスク評価の WHO 報告書では、福島県の特定の集団では特定のがんの推定リスクが増加しており、長期的なモニタリング及びその集団の健康スクリーニングの継続を呼びかけている。ただし、WHO の公衆衛生・環境部門主任の Maria Neira 博士は、同定された主な懸念は特定の地域の特定のがんに関するものであり、福島県内であっても、これらの地域以外でがんの観察できる増加は予想されないと述べた。

またこの報告書では、心理的動揺が健康や福祉に影響するだろうと注記しており、これらを見逃すべきではないと指摘している。

* 報告書：予備的線量推定に基づく 2011 年東日本大震災後の核事故による健康リスク評価

Health risk assessment from the nuclear accident after the 2011 Great East Japan earthquake and tsunami, based on a preliminary dose estimation

http://www.who.int/ionizing_radiation/pub_meet/fukushima_report/en/index.html

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 11/2012（2012.05.30）参照

【WHO】2011年東日本大震災後の核事故による予備的線量推定

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2012/foodinfo201211c.pdf>

世界保健機関（WHO）は、福島第一原子力発電所事故直後1年間のヒト放射線暴露について評価報告書を発表。

●欧州委員会（EC：Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 食品獣医局（FVO）査察報告書

● スウェーデン 飼料チェーンのハザード同定及びリスク管理対策の評価

SE Sweden - evaluate measures in place for the identification of hazards and management of risks along the feed chain

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6483

2012年9月4～13日、スウェーデンの飼料チェーンのハザード同定及びリスク管理の実施状況の評価するためのFVO査察を実施した。政府はリスクベースのアプローチを導入しているが、全てのリスクを考慮に入れているわけではない。特にいくつかの施設の実施及び管理状況に関連したリスクについて、HACCPベースの対策の信頼性を十分に評価していないなど、いくつかの欠陥がある。

● トルコ水産物及び生きた二枚貝

TR Turkey - Fishery products and live bivalve molluscs

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6544

2012年9月17～28日、トルコでの水産物及び二枚貝の生産に関する公衆衛生状況を評価及び2011年査察のフォローアップ調査のためのFVO査察を実施した。水産物については、2011年査察の指摘事項に適切に対応している。二枚貝については、改善は見られるが欠陥が依然としてある。

● アルバニア 生きた動物及び動物製品の、動物用医薬品のコントロールを含む残留物質や汚染物質のモニタリングの評価

AL Albania - evaluate the monitoring of residues and contaminants in live animals and animal products, including controls on veterinary medicinal products

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6536

2012年10月15～19日、アルバニアでの生きた動物及び動物製品の残留及び汚染物質に関する政策の導入状況及び2010年査察後の改善状況の評価するためのFVO査察を実施した。残留管理の規制的枠組み及び残留モニタリング計画はEU規制に準じており、2010年

の査察時に指摘されたことについての改善も見られるが、検査施設の品質管理及び検査法の妥当性確認などにいくつかの欠陥が依然としてある。

● チェコ 飼料チェーンのハザード同定とリスク管理対策の評価

CZ Czech Republic - evaluate measures in place for the identification of hazards and management of risks along the feed chain

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6487

過去に飼料へのダイオキシン汚染などの事例があったため、飼料チェーンのハザード同定とリスク管理対策の貧弱さが問題となり規制が改正されている。2012年10月9～17日、チェコの飼料チェーンのハザード同定及びリスク管理の実施状況を評価するためのFVO査察を実施し、多くの改善点を指摘した。

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2013年第8週～第9週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

* RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

米国産食品サプリメントの1,3-ジメチルアミルアミン (DMAA : 56.1 mg/kg)、エストニア産植物油漬け燻製スプラットのベンゾ(a)ピレン (8.02 µg/kg)・多環芳香族炭化水素 (31.31 µg/kg)、スペイン産冷凍イカのカドミウム (3.8、1.25 mg/kg)、ラトビア産コーヒーのオクラトキシン A (11 µg/kg)、ポルトガル産ヨシキリザメの水銀 (1.25 mg/kg)、ルーマニア産トウモロコシのアフラトキシン (B₁=57.6 µg/kg、Tot.=71.3 µg/kg)、スロバキア産食品サプリメントのDMAA (2750 mg/kg)、ガーナ産パーム油のSudan 4 (15 mg/kg)、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン (B₁=8.11 µg/kg、Tot.=29.0 µg/kg) など。

注意喚起情報 (information for attention)

フランス産バタビアレタスのホルペット (12.9 mg/kg)、ロシア産装飾マグカップの縁からの鉛の溶出 (1.43、3.68、3.78、6.00 mg/個)、スペイン産チルドマグロ切り身のヒスタミン (437.7、890.7、994.1、1019.6、1532.7、1565.1 mg/kg)、中国産紅麴の未承認施設での照射、スリランカ産グリーンチリのメタミドホス (0.61 mg/kg)・アセフェート (2.08 mg/kg) プロフェノホス (1.61 mg/kg)・テトラメトリン (0.05 mg/kg)、ヨルダン産ササゲのオメトエート (0.47 mg/kg)・ジノテフラン (0.03 mg/kg)、ドイツ・オランダ・ベルギー

一産原料ドイツ産ビーフグーラッシュ（パプリカで味付けした牛肉と野菜のシチュー）のウマタンパク質検出、スペイン産チルドキハダマグロのヒスタミン（509-1730 mg/kg）、タイ産植物油とトマトソース漬けサーディンのヒスタミン（1.23-308.23 mg/kg）、アルゼンチン産ポップコーンのフモニシン（ $B_1=3679.2 \mu\text{g/kg}$ 、 $B_1+B_2=4441.1 \mu\text{g/kg}$ ）、カナダ産クリームソーダの安息香酸（220 mg/kg）、米国産グレープソーダの安息香酸（430 mg/L）など。
フォローアップ用情報（information for follow-up）

ドイツ産ペネボロネーズの詐欺疑い（ウマ DNA：11%）、ドイツ産トルテローニの詐欺疑い（ウマ DNA：5.2%）、ブラジル・ベルギー・ドイツ減量ミートラビオリ及びミートトルテローニの詐欺疑い（ウマ DNA：3-4%）、中国産ザリガニの未承認照射、フランス産ラビオリボロネーズの詐欺疑い（非表示のウマタンパク質検出）、アイルランド産原料冷凍ミートボールの異物混入（ウマ DNA：1-5%）、イタリア産冷凍ラザニアボロネーゼの異物混入（ウマタンパク質検出）、ドイツ・オランダ・フィンランド・アイルランド・ポーランド産原料スウェーデン産冷凍ミートボールの異物混入（ウマ DNA：2%）、アイルランド産原料ベルギー産チリコンカンの異物混入（ウマ DNA：1-5%）、リヒテンシュタイン産トルテローニカルネの異物混入（ウマ DNA：1%以上）、ルーマニア産キャンディ棒の色素非表示、フランス産ラザニアボロネーゼの異物混入（ウマ DNA：5-30%）、ポーランド産冷凍ビーフバーガーの異物混入（ウマ DNA：60-90%）、イタリア産ラザニアの異物混入（ウマ DNA 検出）、チェコ産グレープフルーツ種子抽出物の塩化ジデシルジメチルアンモニウム（DDAC：3.9 mg/kg）、イタリア製造フランス産冷凍カネロニボロネーゼの異物混入（ウマ DNA：1-5%）、ラトビア産コンビーフの異物混入（ウマ DNA 検出）、ハンガリー産ラザニアボロネーゼの異物混入（ウマ DNA：>50%）、オーストリア産ボロネーゼパスタソースの異物混入（ウマタンパク質検出：3.5%）など。

通関拒否通知（Border Rejections）

インド産オクラのアセタミプリド（0.24 mg/kg）・プロパルギット（1.3 mg/kg）・フラザスルフロン（0.43 mg/kg）、中国産ステンレススチールナイフからのクロムの溶出（0.24 mg/kg）、モロッコ産生鮮ミントのクロルピリホスエチル（0.20 mg/kg）、インド産オクラのジエチオン（0.04 mg/kg）、エジプト産チルドスイートペッパーのフルシラゾール（0.061 mg/kg）、インド産オクラのオメトエート（0.042 mg/kg）・ジメトエート（0.047 mg/kg）、インド産オクラのプロフェノホス（0.68 mg/kg）・オメトエート（0.026 mg/kg）・ジメトエート（0.052 mg/kg）、インド産オクラのトリアゾホス（0.076 mg/kg）、ケニア産緑豆のクロルピリホスエチル（0.204 mg/kg）、インド産オクラのトリアゾホス（0.25 mg/kg）・フルシラゾール（0.093 mg/kg）、香港産緑茶のフィプロニル（0.03 mg/kg）、インド産オクラのモノクロトホス（0.16 mg/kg）・アセフェート（0.043 mg/kg）・チアメトキサム（0.054 mg/kg）・ジアフェンチウロン（0.19 mg/kg）、エジプト産イチゴのジノテフラン（0.051 mg/kg）、トルコ産生鮮ペッパーのプロシミドン（0.041 mg/kg）、ドミニカ共和国産唐辛子のフェナミドン（0.1 mg/kg）、中国産ステンレススチールカトラリーからのクロムの溶出（2.5 mg/kg）、ドミニカ共和国産ササゲのエンドスルファン（0.13 mg/kg）・ジメトエート

(0.09 mg/kg)、インド産カレーの葉のプロフェノホス (0.76 mg/kg)、ドミニカ共和国産生鮮唐辛子のトリアゾホス (0.05 mg/kg)、台湾産フライパンからの総溶出量 (50.1、18.4 mg/dm²)、エジプト産チルドオレンジのフェントエート (0.05 mg/kg)、中国産カイランのピリダベン (6.7 mg/kg)、タイ産生鮮ホーリーバジルのアセタミプリド (9.1 mg/kg)・フィプロニル (0.04 mg/kg)、中国産キッチンばさみからのクロムの溶出 (0.3 mg/kg)、中国産ステンレススチールざるからのクロム (32 mg/kg)・ニッケル (6.6 mg/kg)・マンガン (84 mg/kg) の溶出、中国産電子オーブントレーからのマンガンの溶出 (0.8 mg/kg)、インド産オクラのモノクロトホス (0.06 mg/kg)、インド産オクラのジアフェンチウロン (0.02 mg/kg) など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. **FOCUS 地下水ワーキンググループの報告書(FOCUS, 2009)に関する科学的意見：低層の評価**

Scientific Opinion on the report of the FOCUS groundwater working group (FOCUS, 2009): assessment of lower tiers

EFSA Journal 2013;11(3): 3114 [29 pp.] 27 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3114.htm>

欧州委員会の要請により、農薬及び残留農薬に関する専門委員会(PPR パネル)が FOCUS, 2009 の報告書の低層への浸出評価について科学的意見を求められた。PPR パネルは、全体的に FOCUS 地下水ワーキンググループは浸出モデルの主要概念の統一に成功しており、浸出推定は改善されているという意見である。しかしながら、報告書を発表してからもとになるデータの欠陥が明らかになり、シナリオの選択に新しいアプローチが利用できるようになった。従って、改訂シナリオを開発する場合には、これらの欠陥と新しいアプローチを考慮する必要がある。

2. **香料グループ評価**

- **香料グループ評価 23 改訂 4 (FGE.23Rev4): 化学グループ 15、16、22、26 および 30 の脂肪族、脂環式およびアニソール誘導体を含む芳香族エーテル**

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 23, Revision 4 (FGE.23Rev4): Aliphatic, alicyclic and aromatic ethers including anisole derivatives from chemical groups 15, 16, 22, 26 and 30

EFSA Journal 2013;11(2):3092 [77 pp.] 19 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3092.htm>

1 物質を追加し改訂した。全 21 物質は、MSDI (Maximised Survey-derived Daily Intakes) アプローチにより推定された摂取量で安全上の懸念はない。

- 香料グループ評価 06 改訂 4 (FGE.06Rev4) : 化学グループ 1、3、4 の直鎖および分岐鎖脂肪族不飽和一級アルコール、アルデヒド、カルボン酸およびエステル

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 06, Revision 4 (FGE.06Rev4): Straight- and branched-chain aliphatic unsaturated primary alcohols, aldehydes, carboxylic acids and esters from chemical groups 1, 3 and 4

EFSA Journal 2013;11(2):3091 [94 pp.] 20 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3091.htm>

56 物質について評価した。MSDI アプローチにより推定された摂取量では安全上の懸念はない。

- 香料グループ評価 224 (FGE.224) : EFSA の FGE.19 のサブグループ 5.2 に属する 2 つの α β -不飽和チオフェンの遺伝毒性に関する考察

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 224 (FGE.224): Consideration of genotoxic potential for two α,β -unsaturated thiophenes from subgroup 5.2 of FGE.19 by EFSA

EFSA Journal 2013;11(2):3093 [18 pp.] 20 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3093.htm>

香料業界から、5-メチル-2-チオフェンカルバルデヒドの追加の遺伝毒性試験データが提供された。さらに、3-アセチル-2,5-ジメチルチオフェンについても提供される予定である。新データに基づき、5-メチル-2-チオフェンカルバルデヒドは遺伝毒性の懸念はなく、通常の評価方法で評価できると結論した。

3. 飼料添加物関連

- 全ての動物種用の飼料添加物としてのヨウ素化合物の安全性及び有効性に関する科学的意見 : Calibre Europe SPRL/BVBA の提出した申請書に基づく無水ヨウ素酸カルシウム

Scientific Opinion on the safety and efficacy of iodine compounds (E2) as feed additives for all animal species: calcium iodate anhydrous, based on a dossier submitted by Calibre Europe SPRL/BVBA

EFSA Journal 2013;11(2):3100 [36 pp.] 19 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3100.htm>

飼料中濃度の最大含量を引き下げることが薦める。

- 全ての動物種用の飼料添加物としてのヨウ素化合物の安全性及び有効性に関する科学的意見：HELM AG の提出した申請書に基づく無水ヨウ素酸カルシウム及びヨウ化カリウム

Scientific Opinion on the safety and efficacy of iodine compounds (E2) as feed additives for all species: calcium iodate anhydrous and potassium iodide, based on a dossier submitted by HELM AG

EFSA Journal 2013;11(2):3101 [34 pp.] 19 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3101.htm>

飼料中濃度の最大含量を引き下げることがを薦める。

- 全ての動物種用の飼料添加物としてのヨウ素化合物の安全性及び有効性に関する科学的意見：Ajay Europe SARL A の提出した申請書に基づく無水ヨウ素酸カルシウムとヨウ化カリウム

Scientific Opinion on the safety and efficacy of iodine compounds (E2) as feed additives for all animal species: calcium iodate anhydrous and potassium iodide, based on a dossier submitted by Ajay Europe SARL

EFSA Journal 2013;11(2):3099 [34 pp.] 19 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3099.htm>

飼料中濃度の最大含量を引き下げることがを薦める。

- 全ての動物種用の飼料添加物としてのビタミン C (アスコルビン酸、アスコルビン酸ナトリウム、アスコルビン酸カルシウム、アスコルビルパルミチン酸、アスコルビルリン酸ナトリウムカルシウム、アスコルビルリン酸ナトリウム) の、DSM Nutritional Products Ltd から提出された申請に基づく安全性及び有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of vitamin C (ascorbic acid, sodium ascorbate, calcium ascorbate, ascorbyl palmitate, sodium calcium ascorbyl phosphate and sodium ascorbyl phosphate) as a feed additive for all animal species based on a dossier submitted by DSM Nutritional Products Ltd

EFSA Journal 2013;11(2):3104 [36 pp.] 20 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3104.htm>

飼料及び飲料水に添加した場合、動物にとって有効なビタミン C 源である。

- 全ての動物種用の飼料添加物としてのビタミン C (アスコルビン酸とアスコルビルリン酸ナトリウムカルシウム) の、VITAC EEIG から提出された申請に基づく安全性及び有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of vitamin C (ascorbic acid and sodium calcium ascorbyl phosphate) as a feed additive for all animal species based on a dossier

submitted by VITAC EEIG

EFSA Journal 2013;11(2):3103 [25 pp.] 20 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3103.htm>

飼料及び飲料水に添加した場合、動物にとって有効なビタミンC源である。

- 子牛、子羊、肥育や育成のための子ども用の **Cylactin®** (*Enterococcus faecium*) についての科学的意見

Scientific Opinion on Cylactin® (*Enterococcus faecium*) for calves, lambs and kids for rearing and for fattening

EFSA Journal 2013;11(2):3097 [14 pp.].

20 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3097.htm>

Enterococcus faecium の一系統の乾燥細胞からなる Cylactin®は、ニワトリ、シチメンチョウ、ブタ、イヌ、ネコなどの飼料用に認可されている。申請者は子牛への使用の再評価とヤギやヒツジの子の肥育や育成用に新規承認を申請した。

- 全ての動物種用の飼料添加物としての銅化合物の安全性と有効性に関する科学的意見：Zinpro Animal Nutrition Inc.から提出された申請に基づくアミノ酸水和物の第二銅キレート

Scientific Opinion on the safety and efficacy of copper compounds (E4) as feed additives for all species: cupric chelate of amino acids hydrate, based on a dossier submitted by Zinpro Animal Nutrition Inc.

EFSA Journal 2013;11(2):3107 [26 pp.] 21 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3107.htm>

動物にとって有効な銅源であると考えられる。

- 全ての動物種用の飼料添加物としてのフマル酸の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of fumaric acid as a feed additive for all animal species

EFSA Journal 2013;11(2):3102 [14 pp.] 21 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3102.htm>

ある程度水分のある飼料の保存料であると考えられる。

- 家禽、子豚、ブタ肥育用飼料添加物としての **Hostazym X** (エンド-1,4-ベータ-キシラナーゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Hostazym X (endo-1,4-beta-xylanase) as a feed additive for poultry, piglets and pigs for fattening

EFSA Journal 2013;11(2):3105 [23 pp.] 22 February 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3105.htm>

in vitro 染色体異常試験及び *in vivo* コメットアッセイで遺伝毒性が認められる。

4. 内分泌活性物質のヒト健康と環境ハザード－EFSA は関係者と会合

Human health and environmental hazards of endocrine active substances – EFSA meets stakeholders

Brussels , 20 March 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/events/event/130320a.htm>

2012年9月、欧州委員会はEFSAに対し、内分泌攪乱を判別する科学的基準を定義し、既存の毒性試験が内分泌活性（内分泌系への影響）とヒト及び環境への内分泌攪乱（有害影響となる）を特定するために適切であるかレビューするよう要請した。EFSAは、議論のち、その結果を2013年3月初めに「*Hazard assessment of endocrine disruptors: scientific criteria for identification of endocrine disruptors and appropriateness of existing testing methods for assessing effects mediated by these substances on human health and the environment*」に関する科学的意見として公表する予定である。この新しい意見を広く関係者へ提示し、内分泌活性物質及び内分泌攪乱に関する科学的側面と欧州及び各国の関係者の役割について議論するために、EFSA主催の会合を2013年3月20日に開催する。事前登録を3月10日まで受け付ける。

5. EFSAの科学者は食品と飼料の添加物評価で協力を強化

Scientists at EFSA further strengthen co-ordination of food and feed additive evaluations

1 March 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130301.htm>

EFSAの2つの科学委員会が、Patent Blue V (E 131)は食品または飼料の添加物として使用された場合、現行の使用量ではヒト及び動物の安全上の懸念はないと結論した。EUの規制では食品と飼料は別々の枠組みで規制されており、それぞれ別途データを提出しなければならない。EFSAは、食品及び飼料の両方に使用される色素及び他の添加物の安全性を評価する際は、両分野の科学的情報を含むリスク評価アプローチで継続的に一貫性を確保していく予定である。

ANSパネル（食品添加物及び食品に添加される栄養源に関する科学パネル）は、食品添加物としてのPatent Blue Vの許容一日摂取量（ADI）を新たに5 mg/kg 体重/日とした。この評価において、ANSパネルは、FEEDAPパネル（飼料添加物に関する科学パネル）による飼料添加物としての安全性評価のデータも含めて評価した。

*非食用動物の飼料添加物としてのPatent Blue V (E 131)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Patent Blue V (E 131) as feed additive for non food-producing animals

EFSA Journal 2013;11(3):3108 [13 pp.] 01 March 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3108.htm>

* 食品添加物としての Patent Blue V (E 131)の再評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the re-evaluation of Patent Blue V (E 131) as a food additive

EFSA Journal 2013;11(3):2818 [35 pp.] 01 March 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2818.htm>

6. アスパルテームのウェブによる意見募集のフォローアップ会議

Follow-up meeting on the web-based Public Consultation on Aspartame

Brussels , 9 April 2013

http://www.efsa.europa.eu/en/events/event/130409.htm?utm_source=homepage&utm_medium=infocus&utm_campaign=sweeteners

アスパルテームの再評価について寄せられた意見について検討する会合。参加者は専門家や意見を提出した関係者などで、3月24日までに事前登録が必要である。

7. 作業計画 2013

Work Plan 2013

Published: 1 March 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/corporate/pub/workplan13.htm>

EFSA の作業に、2013 年は 1,200 名の外部の科学専門家が貢献する。2002 年以降、EFSA は 3,500 以上の報告を出している。EU27 加盟国及びアイスランド、ノルウェーが参加し(他に、スイス及び加盟準備国がオブザーバーとして参加)、400 ヶ所の各国科学機関とのネットワークを構築している。2013 年予算は 7,800 万ユーロであり、480 名の職員がいる。

2013 年の作業計画では、約 690 の報告を予定している。化学物質に関連するテーマは、内分泌攪乱物質による健康及び環境リスクへの助言、動物をもとにした福祉指標に関する助言、食肉の監視、微量栄養素の食事参照摂取量、アクリルアミドの暴露評価更新、アスパルテーム・ビスフェノール A の完全リスク評価、ミツバチの健康及び農薬のリスク評価に関するガイダンス、食品と接する材料に関するガイダンス、GM 動物の環境リスク評価、環境リスク評価・不確実性評価及び化学物質複合体の評価の手法の統一化などである。他に、一部のパネルの新メンバー採用、人材開発、専門家及び EFSA 職員の継続的な専門的能力の開発、知識者の増員も行う予定である。

*本文：Work Plan 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/corporate/doc/wp13.pdf>

- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 牛肉製品へのウマ肉混入について

(発表日付順)

- **FSA の肉検査拡大**

FSA meat testing survey expanded

19 February 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/feb/meattestingupdate>

FSA は、地方当局が実施している加工肉の真正性についての全国調査を拡大する。調査は、より広範な製品を検査するために合計 514 製品を対象にし、第一、二段階のサンプリングを 28 地方当局で、第三段階のサンプリングを残りの地方当局で実施する。

- ✓ 第一段階：生の牛挽肉製品（バーガー、挽肉、ソーセージ、ミートボールを含む）224 検体のウマまたはブタ DNA を検査する。
- ✓ 第二段階：牛肉ベースの冷凍、チルド及び缶詰を含む調理済み食品 140 検体のウマまたはブタ DNA を検査する。
- ✓ 第三段階：欧州委員会の公的コントロール計画の一環として、150 検体のウマ DNA を検査する。主要成分として牛肉を含むと表示されているものを対象にし、挽肉でない牛肉を含むゼラチン、牛肉エキス及びステーキなども含む。

結果は、全てブランド名も含めて公表する。最初の結果は 2 月末に発表し、全ての公的対応を 4 月には発表する予定である。

- **スコットランド：冷凍ビーフバーガーがウマ DNA を含む**

Scotland: frozen beef burger contains horse DNA

21 February 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/feb/burger-scotland>

North Lanarkshire 議会が、冷凍ビーフバーガーのウマ DNA 陽性の結果を報告した。バーガーの由来については現在調査中である。

- **バーガー企業が製品を回収**

Burger company withdraws products

21 February 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/feb/burgerwithdrawal>

Powys 県議会が実施した検査において、ケータリングへの供給業者 The Burger Manufacturing Company (BMC) が製造したビーフバーガー3 検体が、少なくとも 1% のウマ肉陽性であった。さらに正確な定量及びフェニルブタゾン検査が行われている。BMC は、当該製品を回収している。

● **牛肉製品のウマ DNA 検査について更新**

FSA update on testing of beef products for horse DNA

22 February 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/feb/results-second>

FSA は、食品事業者から 2 回目の検査結果を受け取った。事業者による自主検査の主な結果は以下の通りである。

- ・ 99%以上の 3,599 検体は、1%（混入の判断基準）を超えてウマ DNA を含んでいない。
- ・ 13 製品 35 検体で 1%以上のウマ DNA が確認された。これらは既に回収されている。
- ・ 英国全体（製造業者、小売店、ケータリング業者、卸売業者）から 3,634 検体の結果が報告された。
- ・ これまで動物用医薬品フェニルブタゾンが検出されたものはない。

* 詳細 : Report on results of industry testing of meat products: 22 February 2013

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/meat-test-130222.pdf>

（各事業者の検査結果に関するウェブサイトへリンクされている）

● **EU サンプルング計画更新**

Update on EU sampling programme

28 February 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/feb/eu-sampling>

FSA は、先週発表し加盟国が合意した EU サンプルング計画の詳細について発表する。欧州委員会は加盟国に対し、牛肉を含むとして販売又は表示された食品についてウマ DNA の存在を確認するためのサンプルング及び検査の公的コントロール計画を実施するよう要請している。英国では、150 検体を調査し、結果を報告する予定である。

英国では 24 地方当局がサンプルングを開始した。対象食品は、牛挽肉、ビーフバーガー、ビーフソーセージ、ミートボールなどであり、冷凍、チルド、調理済み及び缶詰の製品を含む。検体は、小売店、卸売業者、ケータリング業者及び冷蔵倉庫から採集し、包装済み及び非包装の製品の両方を対象にする。FSA は欧州委員会へ 4 月 9 日までに報告する予定である。

この EU 計画による検査は、FSA による英国全国調査の第三段階であり、第一及び第二段階は 364 検体を地方当局が採集し、最初の結果は来週発表予定である。今回の検体採集は、過去 2 週間に FSA が発表した事業者による検査とは別のものである。

● **牛肉製品のウマ DNA 検査について 3 回目の更新**

Third FSA update on testing of beef products for horse DNA

1 March 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/mar/third-update>

FSA はこれまでの結果と総合して 5,430 件の検査結果を受け取った。本日（3 月 1 日）

発表した 1,797 件の結果を含めた事業者の自主検査の結果は、以下の通りである：

- ・これまでと同様に、99%以上の検体がウマ DNA を含まない又は 1%を超えていない。
- ・本日の結果において、追加で 4 製品にウマ DNA の含有が確認されている。当該製品は、回収されている（製品名は報告書を参照）。
- ・現時点で、事業者の検査で 1%を超えてウマ DNA の含有が確認されたのは 17 製品である。さらに 2 製品が別の検査で同定されている。
- ・これまで、フェニルブタゾンが検出されたものはない。

* 報告書：Third summary report on results of industry testing of meat products

1 March 2013

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/meat-test-130301.pdf>

2. FSA 主任科学者 Andrew Wadge のコメント

● ウマ肉：あらゆる点で吟味

Horsemeat: testing times for all

Posted by Andrew Wadge on 22 February 2013

http://blogs.food.gov.uk/science/entry/horsemeat_testing_times_for_all

牛肉のウマ肉検査に関する 2 月 7 日付ブログへのコメントに感謝する。

FSA のウェブサイトでは、最新のものを含む検査結果を公開している。

(<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/feb/results-second>)

何故 FSA が肉は安全だと言えるのか、あるいは安全だと「保証」できるのかというコメントがあった。我々は、どのような食品についても 100%安全だと保証することはない。しかしながら、我々の持っている根拠をもとに、ウマ肉を含む牛肉製品に消費者の安全上のリスクはないことを強調する。ウマ肉と他の肉を比較して、安全性の高低に差はない。しかしながら、フードチェーンに入ることが認められていないウマで一般的に使用される医薬品のフェニルブタゾンについては、検査を行っている。フェニルブタゾンは約 3 万人に 1 人の割合で重大な副作用が出ることが確認され、ヒトでの使用の大部分が禁止された。しかし、これまでの FSA の検査で検出された濃度では、最大量でもヒトへの使用量の千分の一である。ウマ肉の混入が確認された製品でフェニルブタゾンが検出されたものはない。このことは、もしウマ肉混入製品を摂取したとしても健康を損なうリスクは極めて小さいことを示唆する。従って我々は消費者に対して食品安全上のリスクはないと説明している。ただし、混入は許容できないことであり、フードチェーンの安全保証に疑いがあることを示すものだと同意する。そのため警察も関与し、緊急調査を行っている。

● CSI で見るほど単純ではない

It's not as simple as in CSI

Posted by Andrew Wadge on 01 March 2013

http://blogs.food.gov.uk/science/entry/it_s_not_as_simple

ウマ肉問題が拡大するにつれ、私は幾度も、なぜ DNA 技術を用いて全製品中の全動物種の DNA を簡単に検査出来ないのかと尋ねられた。DNA 検査の概要を示すことが、テレビ番組の CSI(科学捜査班)で見るとほど簡単ではないことを説明するのに役立つかもしれない。

最初に、DNA に基づく検査は多くの食品分析施設で定期的に行われるようになったが、高度な専門技術であると注意しておくのが重要である。2 つ目は、同時に 2 種類以上の種を検査するのは可能ではあるが、検査対象の種が多くなるほど複雑になり時間も労力も必要になる。

検査は、通常 2 つのプロセスからなる。

第 1 ステップでは、検体に非表示の肉/DNA が含まれるか確認する定性分析を行う。ここではポリメラーゼ連鎖反応法（基本的 PCR）という方法を使用する。これは標的動物種に特異的な微量の DNA 配列を、増幅して検出する。理論的には、もし検体に 2 つの動物種の肉が含まれていれば、各々の動物種に特異的な配列を増幅し、ゲル上のバンドのサイズの違いとして可視化できる。第 1 ステップの 2 つ目に使用されるのは制限断片長多型 (RFLP) 解析と呼ばれる方法で、しばしば PCR と組み合わせて利用される (RFLP-PCR)。最も古典的には、RFLP は既知の DNA 配列を制限酵素で切断して様々な長さの断片をいくつか作成し、そのパターンをゲル上のバンドとして確認する。理論的には、もし異なる種の DNA を比較したら、種に特異的なバンドの違いがみられる。RFLP は民間検査施設で速やかに実施できる。これらの検査は、比較的簡単で費用効率も高いが、検体中の DNA の量を決めることはできない。

第 2 ステップとして、非表示の DNA が確認された場合には、定量及び種の特定の 2 つの確認検査を行う。これらは、費用も時間も必要となる。基本的 PCR では定量が困難であるが、その応用型であるリアルタイム PCR では複製が直線上になる時期を通常蛍光信号で検出する。塩基配列を決めるには、DNA の配列決定が正確で信頼できる。ゲル上のバンドのみでは確認できない。塩基配列を決定したら、データベースと比較して種の同定を行う。

検査の感度

ほとんどの DNA 検査は、肉に 1%（重量パーセント）以上の異なる種が存在していれば確実に検出できる。一部の市販キットは 1%以下も検出可能であるが、この感度の違いは検体の調整や抽出などによる。組織の重量当たりのコピー数が多く耐熱性が高いという理由でミトコンドリア DNA が好んで使われるが、定量のためには核にある単一コピー遺伝子の方が適している。

CSI テレビシリーズをよく見ている人たちはこのような技術をよく知っているだろうが、DNA 分析の実態は一話完結のドラマで表現されるより時間がかかると述べておくのが公平である。

●英国医薬品・医療製品規制庁 (MHRA : Medicines and Healthcare products Regulatory Agency) <http://www.mhra.gov.uk/>

1. 香港衛生署が重金属を含む漢方薬に警告

Hong Kong Department of Health issues warnings about Traditional Chinese Medicines (TCM) found to contain heavy metals

19 February 2013

<http://www.mhra.gov.uk/Safetyinformation/Generalsafetyinformationandadvice/Herbalmedicines/Herbalsafetyupdates/Allherbalsafetyupdates/CON236908>

MHRA は、香港衛生署が警告を出している次の製品について、有害影響の可能性が懸念されるため利用しないよう助言する。これらの製品には、過剰量の鉛あるいは水銀が含まれている。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

製品名

- ・ [W.S.] Tian Ma Toutong Wan : 頭痛緩和用として販売
- ・ Shi Hu Ye Guang Wan (Ye Guang Wan) : 成人の視覚改善用として販売
- ・ Nai Chang Ming Yan Pills (Ming Yan Pills) : 成人の視覚改善用として販売
- ・ [Fung Shing Pai] Tian-Ma Wan : 関節炎及び頭痛の緩和用として販売
- ・ Bak Foong Pills (11) : 月経不順改善用として販売

● 英国健康安全局 (HSE : Health and Safety Executive)

<http://www.hse.gov.uk/index.htm>

1. HSA は重大な有害反応を引き起こす海外で購入した異物混入健康製品について警告

HSA Alerts Public to Adulterated Health Products Purchased Overseas That Have Caused Serious Adverse Reactions

26 FEBRUARY 2013

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/news_events/press_releases/2013/hsa_alerts_public.html

鎮痛及び痛風緩和の目的で非表示の成分を含む製品を使用し、重篤な有害影響を受けた 2 人の症例に基づき、消費者へ警告する。さらに 3 番目の症例が報告されている。これら 3 製品は漢方薬及びハーブ製品に偽装したものであり、HSA は認可していない。

- ・ GINSENG BAJI GU CI WAN (人參巴戟舒筋骨刺丸) 及び TU CHONG GINSENG WAN LE SEANG (杜仲人參万里香) : デキサメサゾン、クロルフェニラミンを含有
- ・ X-TRACT NATURE : プレドニゾン、フェニルブタゾン、クロルフェニラミン、パラセタモールを含有

- アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. 牛肉製品へのウマ肉混入について

- **Coveney 大臣はウマ DNA 調査を受けて新しい管理対策を発表**

Minister Coveney Announces New Control Measures in the Wake of the Equine DNA Investigation

Friday, 22 February 2013

http://www.fsai.ie/news_centre/dept_of_ag_press_statement_22022013.html

農業食料海洋大臣 Simon Coveney が、肉製品の誤表示調査の更新と食品偽装検出のための新しい対策を発表した。

- ・ 農業食糧海洋省の特別調査班による調査は、アイルランド警察と協力し継続する。
- ・ ウマ及びウシの脱骨を認められている小規模工場 B&F Meats が、チェコの顧客に対し一部のウマ肉を、チェコ語で牛肉と表示して英国の商社経由で販売していたことが確認されたことから、工場の全ての操業を停止した。特別調査班が調査を行っている。
- ・ EU 全体での DNA 検査計画の一環として、アイルランドでは 3 月中に追加で食品 50 検体を対象にウマ DNA を検査する。欧州委員会が、検査費用の 75%を援助する予定である。
- ・ 国の DNA 検査プロトコールに合意した。
- ・ フェニルブタゾンについてさらに検査を行う。
- ・ ウマの同定のための中央データベースを構築する。
- ・ 表示の監視を強化する。
- ・ 今回の問題は EU 全体に拡大したため、EU 理事会でさらに議論する。

- **非表示のウマ成分検査のための牛肉含有製品のサンプリング及び分析プロトコール**

Protocol for the Sampling and Analysis of Foods Containing Beef for the Presence of Undeclared Equine Material, February 2013

Friday, 22 February 2013

http://www.fsai.ie/news_centre/Protocol_for_the_Sampling_of_Equine_Material_22022013.html

EU 全域での協調コントロール計画の一環として、3 月中にさらに 50 検体を検査する。

*プロトコール : Protocol for the Sampling and Analysis of Foods Containing Beef for the Presence of Undeclared Equine Material

http://www.fsai.ie/news_centre/Protocol_for_the_Sampling_of_Equine_Material_22022013.html

- **FSAI は事業者によるウマ肉検査の結果を発表**

FSAI Publishes Results of Industry Tests for Horse Meat

Monday, 4 March 2013

http://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/industry_tests_horse_meat_04032013.html

FSAI は、事業者による牛肉製品中のウマ肉検査の最初の結果を発表した。

合計 957 検体の検査が行われ、928 検体はウマ肉陰性であり、7 製品 29 検体の検査がウマ肉陽性であった。陽性の結果は全て既に公表されており、当該製品は回収されている。

事業者の調査に加えて欧州委員会が各国に公的コントロール計画を要請しており、アイルランドでは 3 月 1～31 日の間に 50 検体の牛肉製品を検査する。また、ウマ肉のフェニルブタゾン検査も行う。

*2013 年 3 月 1 日までの企業によるウマ肉検査の結果

http://www.fsai.ie/uploadedFiles/Enforcement_and_Audit/Horse_Meat/Industry_Tests_Horse_Meat.pdf

● フィンランド食品安全局 (Evira/ Finnish Food Safety Authority)

<http://www.evira.fi/portal/en/evira/>

1. ウマ肉混入製品を回収

Products containing horse meat withdrawn from sale

21.02.2013

http://www.evira.fi/portal/en/food/current_issues/?bid=3345

Pouttu Oy、Vaasan Oy Food Service および SeaGood Oy Fort Deli が製品に表示されていないウマ肉混入製品を回収している。EVIRA は、これらの企業から回収の通知を受け取った。ウマ肉混入製品は健康リスクとはならない。

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. 詐欺についての 6 つの警告 : 健康詐欺の犠牲にならないように

6 Tip-offs to Rip-offs: Don't Fall for Health Fraud Scams

03/04/2013

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm341344.htm>

ーインチキ製品！危険！健康詐欺警告！ー

健康製品の表示でこれらの警告を見たことはないだろうが、「驚異的な治療法」、「革新的な科学的発見」、「薬や手術はいらない」などの宣伝を見た時に考えなければならないこ

とである。

健康詐欺は、数百年の歴史をもつ。昔の「蛇油のセールスマン」は、現在では詐欺的ハイテク製品の販売者に変身した。彼らは、痩身及びがんなどの困難な健康問題を簡単に解決したいという人々の願望につけ込む。FDAによると、安全性及び有効性が科学的に証明されていないのに宣伝している場合には詐欺である。詐欺師は、新聞、雑誌、テレビ、インフォマーシャル及びウェブで製品を宣伝している。小売店及び無数のウェブサイト、ポップアップ広告及びスパムメール、Facebook 及び Twitter 等のソーシャルメディアサイトに健康詐欺は溢れている。

健康詐欺製品は金銭の無駄にしかならない。死亡を含む重大な有害影響の可能性もある。根拠のない治療法の利用は、効果のある治療及び診断を遅らせる可能性がある。さらに詐欺製品には非表示の医薬品成分が含まれる場合があり、知らずに使用した消費者に害をもたらす可能性がある。詐欺製品はしばしば、痩身、性機能、記憶障害、がん、糖尿病及び心疾患などの重大な疾患に関連した宣伝をしている。

詐欺製品は、効果がないだけでなく重大な傷害をもたらす。ここ数年、FDA は 100 以上のシブトラミンを含む痩身用製品が違法にダイエットサプリメントとして販売されているのを確認している。シブトラミンは、心臓発作及び脳卒中リスクの高さと関連するために米国市場から排除されたものである。市販されている詐欺製品は、医薬品及びサプリメントだけではない。FDA は多様な病気を治療すると宣伝されていた光治療装置も見つけている。FDA の認可を受けていない医療器具の健康表示は一般的に違法である。健康詐欺は広範な問題である。特にそれがオンライン販売の場合は、責任者の追跡が困難であり、違法であることがわかり通知をするとウェブサイトを閉鎖し別のウェブサイトにおいて別称で再び販売する。

FDA は詐欺を見破るためのいくつかの警告を提供する：

- ・ 1 つの製品で様々なことに効くとの主張
- ・ 個人の体験談の紹介
- ・ 簡単に解決できるとの主張
- ・ 「オールナチュラル」との表記
- ・ 「驚異的な治療法」との表記
- ・ 陰謀論

こうしたことを注意しても、詐欺製品を見分けるのは必ずしも簡単ではない。根拠のない製品を購入したくなったら、まず医師や専門家に相談すること。

2. 警告文書 (2013 年 2 月 19 日、26 日公表分)

- Hi Hills Farm 2/13/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm339977.htm>

子牛の残留動物用医薬品ネオマイシンが違法である。

- Kosher Vitamin Express 2/11/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm339379.htm>

各種ダイエタリーサプリメントの風邪及びインフルエンザに効くとの宣伝が違法である。

- Supplementality LLC 2/11/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm339368.htm>

ニンニクやエキナセアなど各種ダイエタリーサプリメントの風邪及びインフルエンザに効くとの宣伝が違法である。

- Vitalmax Vitamins 2/11/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm339367.htm>

各種ダイエタリーサプリメントの風邪及びインフルエンザに効くとの宣伝が違法である。

- Beehive Botanicals, Inc. 2/8/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm339823.htm>

ダイエタリーサプリメントの CGMP 違反である。

- USPlabs, LLC 12/4/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm339936.htm>

サプリメントの宣伝が未承認医薬品に該当する。ダイエタリーサプリメントの CGMP 違反である。

- Wholistic Herbs, Inc. 10/5/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm339774.htm>

サプリメントの宣伝が未承認医薬品に該当する。ダイエタリーサプリメントの CGMP 違反である。

- Posted on February 26, 2013

Capco Custom Packaging Inc 2/20/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm340946.htm>

ダイエタリーサプリメント及び医薬品の CGMP 違反である。

- Kreativ Health Inc Dba Natural Food Supplements 2/11/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm340194.htm>

ダイエタリーサプリメントの CGMP 違反。関節痛を緩和するなどの宣伝が未承認医薬品に該当する。

- DC Nutrition, Inc. 2/4/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm340324.htm>

ダイエタリーサプリメントの CGMP 違反。宣伝が未承認医薬品に該当する。

- A & M Teixeira Dairy 2/13/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm340698.htm>

子牛の残留動物用医薬品ペニシリン及びスルファメトキサゾールが違法である。

- 米国 NTP (National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム)
<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. OHAT の系統的レビュー推進

OHAT Implementation of Systematic Review

February 25, 2013

<http://ntp.niehs.nih.gov/?objectid=960B6F03-A712-90CB-8856221E90EDA46E>

NTP の健康評価・翻訳オフィス (Office of Health Assessment and Translation : OHAT) は、文献から健康影響評価を行う際の系統的レビュー方法論を検討し、7 ステップからなる枠組み案を発表した。この案についてパブリックコメントを 2013 年 6 月まで募集する。

- ・ ステップ 1 : トピックの準備
- ・ ステップ 2 : 関連研究の検索及び選択
- ・ ステップ 3 : 研究からのデータ抽出
- ・ ステップ 4 : 研究の質の評価
- ・ ステップ 5 : 研究で得られたエビデンスの確かさの評価
- ・ ステップ 6 : 研究で得られたエビデンスの確かさを健康影響のエビデンスレベルへ変換
- ・ ステップ 7 : ハザード同定の結論 (4 段階) を得るためにエビデンスを統合

適用事例として、BPA 暴露と肥満、パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 又はパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 暴露と免疫毒性の 2 例を挙げている。

*案 : Download the Draft OHAT Approach for Systematic Review and Evidence Integration for Literature-Based Health Assessments – February 2013

http://ntp.niehs.nih.gov/NTP/OHAT/EvaluationProcess/DraftOHATApproach_February2013.pdf

2. NTP ニュースレター : 環境因子

Environmental Factor

March 2013

<http://www.niehs.nih.gov/news/newsletter/2013/3/>

(一部抜粋)

- ビスフェノール A (BPA) の研究費を受け取った研究者らが知見を共有する
1 月 28~29 日、American Recovery and Reinvestment Act による研究費支援を受けた 100 人近い研究者が集結しデータを発表した。BPA の研究に費やした金額は 2~3 年で 3 千万ドル以上である。バイオモニタリングのセッションでは、血中濃度を正確に測定する方法の同定を検討した。疾患エンドポイントセッションでは、動物実験からヒト疾患 (がんや不安など多岐にわたる) まで幅広く扱われ、NTP ディレクターの Linda Birnbaum は「これらの知見は個人の感受性が影響することを示唆している」と述べた。
- 第 14 回 Karen Wetterhahn Memorial Award 受賞者 Ramirez-Andreotta による野菜

のヒ素プロジェクトのプレゼン

家庭菜園の野菜（レタス、豆、タマネギ・ニンニク、ブロッコリー等のアブラナ科及びハウレンソウ等のヒユ科）は、FDA の 2010 年マーケットバスケット調査結果よりもヒ素濃度が高いことが示された。ハウス栽培及び家庭菜園の調査では、キク科及びアブラナ科の野菜が他より多く蓄積した。Ramirez-Andreotta 氏は、参加者へ土壌、水及び野菜に関する生データを提供するとともに、摂取量とリスク、暴露量を減らすために勧められることなどを報告した。

● 米国環境保護庁（EPA : Environmental Protection Agency）<http://www.epa.gov/>

1. 2013 年授粉媒介者サミットとオンラインセミナー

2013 Pollinator Summit and Webinar - March 5, 2013

http://www.epa.gov/oppfead1/cb/csb_page/updates/2013/pollin-summit.html

EPA 及び USDA が、ミツバチ及びその他の授粉媒介者を農薬リスクから守るための努力と最新知見についての公開会合を開催する。ウェブで閲覧可能。

● 米国農務省（USDA : Department of Agriculture）

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. USDA はバイオテクノロジー規制申請及びその他の対応について発表

USDA ANNOUNCES AVAILABILITY OF BIOTECHNOLOGY REGULATORY PETITIONS AND OTHER ACTIONS

February 22, 2013

http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2013/02/brs_combined_petitions.shtml

新しい手続きとして、新規遺伝子組換え植物の規制解除申請に 60 日間の早期意見募集ができる。対象となるのは、Dow の昆虫耐性/除草剤耐性大豆、Syngenta の除草剤耐性大豆、Monsanto の除草剤耐性綿である。Pioneer の昆虫耐性/除草剤耐性トウモロコシ及び Syngenta のルートワーム耐性トウモロコシについては、従来のプロセスでの意見募集を行う。さらに Bayer の除草剤耐性綿及び Stine Seeds の除草剤耐性トウモロコシについては、非規制状態の延長を決定する。ArborGen の寒気耐性ユウカリについては、環境影響声明を公表する。各々への意見は次のウェブサイトから提出できる。

<http://www.aphis.usda.gov/biotechnology/news.shtml>

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. ファクトシート：清涼飲料のベンゼン

Benzene in flavoured beverages

February 2013

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets/benzeneinflavouredbe5231.cfm>

(更新部分抜粋)

ベンゼン生成低減のために飲料業界は何をしているか？

2006年、米国でWHOの飲料水ガイドライン(0.01 mg/L)の2~5倍のベンゼンが清涼飲料から検出された。これが、飲料品中のベンゼンに関する最初の公表であった。オーストラリア及びニュージーランドも含む世界規模の清涼飲料業界が、ベンゼン生成の原因及び解決法を特定しようとした。

国際清涼飲料協議会(International Council of Beverages Associations: ICBA)が「飲料中のベンゼン生成低減のためのガイダンス文書」を作成しており、オーストラリア及びニュージーランドの全ての飲料製造業者がこれを利用している。本ガイダンスは、レビュー、検査、品質改善及びモニターの4つを推奨している。オーストラリア飲料協議会(Australian Beverages Council Limited: ABCL)は、加盟事業者に対し製品中のベンゼン生成低減のための対策を講じるよう求めている。

結果はどうか？

ABCLは、アクションレベルとしてWHOの飲料水ガイドラインの半分の値(5 ppb)を採用してきた。このアクションレベルを超過した製品の販売元は、生成を低減するための適切な対応をするようABCLより指示される。

2007年以降、ABCLは加盟事業者及び非加盟事業者の飲料品中のベンゼンに関してFSANZへ報告している。結果(表を参照)は、多くの製品がアクションレベルを超過せず、分析された最大濃度も低下しているとの改善状況を示している。2010~2011年の傾向から、ABCLからの報告を2013年以降は隔年に受けることとする。

年	アクションレベル超過数(検体数)		最大濃度 (ppb)
	ABCL加盟	ABCL非加盟	
2007	0(228)	6(20)	31
2008	8(139)	0(4)	18
2009	0(121)	1(10)	17

2010	3 (145)	1 (6)	5.8
2011	0 (94)	0 (6)	4.3

*参考：食品安全情報 2006 年 13 号、2011 年 17 号参照

【FSANZ】清涼飲料中のベンゼン（ファクトシート）

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2006/foodinfo200613.pdf>

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201117c.pdf>

2. 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

22 February 2013

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcircularch/urrent/notificationcircular5810.cfm>

認可とフォーラム通知

- ・(A1073) 除草剤耐性大豆 DAS-44406-6 由来食品

食品基準改正 No. 139

- ・(A1043) 容器入り飲料水の WHO 基準
- ・(A1070) 高植物ステロール低脂肪チーズの包装サイズ
- ・(A1071) 除草剤耐性キャノーラ系統 MON88302 由来食品
- ・(P1023) ツチン、トコフェロール及び特定医療用食品の基準改正

その他

- ・栄養及び健康強調表示に関するガイドライン、乳児用調整乳に関するガイドラインの改訂
- ・最大残留基準改正 など。

3. 主任科学者のデスクから 食品添加物

From the desk of the Chief Scientist

Food additives

February 2013

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/scienceinfsanz/fromthedeskofthechiefscientist/>

新聞、雑誌、TV、ソーシャルメディアなどで、食品添加物についての記事に遭遇することがある。食品添加物ほど注目されている食品成分はないと言ってよい。食品添加物は、食の安全に必須で食中毒を予防すると説明されている場合もあれば、健康上懸念があるとされている場合もある。

FSANZ には、食品添加物について、何故使われるのか、安全なのか、どうして国によって認可状況が異なるのかというような質問が定期的に寄せられる。オーストラリア及びニュ

ージーランドでは、食品への添加物は食品基準により許可されている。使用理由は多様で、食品の腐敗防止及び食中毒予防のための保存、着色、甘味づけ、pH 調整などがある。しかしながら、使用前に FSANZ の認可が必要であり、それは事業者が当該添加物の必要性を証明しなければならないということである。さらに重要なのは、添加物の安全性の証明である。認められる使用量は最大許容量と呼ばれるが、添加物の機能を果たすのに必要な最小量に設定される。もしこれらの基準値を超過した場合には、一般的に食品の安全上の懸念ではないが、法律違反となる。このような枠組みは、世界の他の国でも同様である。

食品添加物が心配な人々によく言われることの 1 つが、何故ある添加物が他国で認可されていないのに我が国では認められているのか？である。これにはいくつかの理由がある。異なる地域の国では食生活、環境及び気候が異なり、食品の製造工程が異なる。食品の輸送距離が異なると、必要な保存料も異なる。また消費者の好みや文化により、異なる色の色素を使用することもある。食品添加物が「禁止されている」と報道される事例の多くは、実際には、事業者が必要ないあるいは代替品があると判断したために認可申請がされていないだけである。さらに、食生活の相違のために食品添加物の摂取量が異なり、安全上の理由から国により違いがある場合もある。

オーストラリア及びニュージーランドは、世界でも最も安全な食品が供給されている国の 1 つである。食品添加物の注意深いモニタリングが実施され、このレベルの安全性が維持されていることに消費者は安心して (rest assured) よい。

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. 化学物質規制機関はフェナミホスへの対応を検討

Chemical regulator considers action on fenamiphos

26 February 2013

http://www.apvma.gov.au/news_media/media_releases/2013/mr2013-02.php

APVMA はフェナミホス (線虫駆除剤・殺虫剤) についての予備的レビューを発表し、規制案を提示した。

報告書では、いくつかの使用が環境及び公衆衛生に対する不当なリスクとなる可能性を発見したと指摘されており、一部の食用作物への使用が認められるべきではないと提案されている。土壌や地下水に浸出し、相当な期間存続することから、鳥、水棲及び地上生物に許容できないリスクとなる可能性がある。懸念される主な食用作物は、バナナ、ニンジン、アブラナ属 (ブロッコリー、カリフラワー等)、ショウガ、パースニップ、パイナップル、ジャガイモ、イチゴ、トマト、アロエ、柑橘類、ブドウ、キノコ類及びサトウキビである。

報告書について 2013 年 5 月 31 日までパブリックコメントを募集する。特に使用者及び生産者から新しい情報の提供を求めている。

2. あなたの庭の小屋にはどんな物質がある？リスクを知ろう

What chemicals are in your garden shed? Know the risks.

21 February 2013

http://www.apvma.gov.au/news_media/our_view/2013/2013-02-21_chemicals_garden_shed.php

ホームガーデン用化学物質は、登録前に APVMA が有効性及び安全性を評価する。一度登録された後は、継続的に安全に使用される必要がある。そうでない場合には、再評価により新たな規制が必要であるか決定される。登録の一時中止や一部の使用方法の取り消しなどを行う可能性がある。例えば、多くのホームガーデン用農薬は、観賞用植物には使用可能であるが食用植物には使用できない。また使用の継続は許されても、表示内容が変更されることもある。注意点は次の通りである。

- ・常に表示の使用方法を読む。
- ・古いものでは、雨や虫食いなどでラベルが判読不能になる場合がある。
- ・容器の中身が確認できない場合には、使用しない。
- ・大部分のホームガーデン用化合物には使用期限がないが、その化合物の使用条件が変更された場合には一般的に 2 年で段階的に中止される。従って、ホームガーデン用農薬を小屋に 2 年以上保管しない方がよい。
- ・もし使用期限があれば従う。

最近変更された物質の例

ジメトエート、フェンチオン、カルバリル、クレオソート。

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性助言 GNY オーストラリア製品 : MSV ストロングバージョン、ESV エクストラストロングバージョン、RL Rapid Loss ソフトゲルカプセル

GNY Australia products: MSV Strong Version, ESV Extra Strong Version and RL Rapid Loss soft gel capsules

1 March 2013

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-gny-australia-products-130301.htm>

ハーブ原料を使用し、医薬品は含まないとの表示にもかかわらず、TGA の検査により非表示のシブトラミンが検出された。当該製品の写真是本ウェブサイトを参照。

● ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

1. DCD 更新：検査で製品中の DCD 分布予想確認

DCD Update: Testing confirms expectations of DCD distribution in products

Thursday 21 February 2013

<http://www.mpi.govt.nz/news-resources/news/dcd-update-testing-confirms-expectations-of>

一次産業大臣は、ニュージーランドの乳製品中のジシアンジアミド (DCD) についての広範な検査結果を発表した。2012 年 11 月中旬以降、ニュージーランドの農場で採集した乳から DCD は検出されていない。

2012 年 6 月 1 日以降に製造された乳製品について 1,994 の検査結果が報告された。この数は、国及び企業による検査の合計である。検査対象は、DCD が散布された地域で、2012 年 6 月 1 日から 2012 年 9 月 28 日の DCD 散布時期に製造された製品とした。DCD が検出された検体は 371 件で、最後に検出されたのは 2012 年 11 月 12 日製造のものであった。2012 年 11 月 13 日以降に製造された 602 検体からは検出されていない。最も高濃度検出されたのは、2012 年 8 月 9 日製造のスキムミルク粉末で 2.4 ppm であった。1 ppm を超過していたのは、1,994 検体中 9 検体のみであった。これらの検体は水分を除いた濃縮製品であり、濃縮状態で消費されることはない。液状乳に換算すると、全ての結果は 1 ppm 以下である。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 漢方薬リコール

Chinese medicines recalled

February 22, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/02/20130222_171139.shtml

Dragon Ginseng Enterprise Limited 社が、未登録の 4 種の漢方製品を回収する。対象は、Dragon Ginseng Flavon、Dragon Ginseng Sapon 及び Dragon Ginseng Ginseng Powder の 50 袋入りと 2 本入り箱製品である。マレーシア産の朝鮮人参の製品で、疲労回復用と表示されていた。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

2. 乳児用調整乳の輸出を制限

Infant formula exports to be curbed

February 22, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/02/20130222_194147.shtml

2013年2月22日公示された改正により、生後36ヶ月以下用の乳児用調整粉乳及び大豆調整粉乳などの輸出が禁止される。これは香港の供給チェーンから大量の調整粉乳が並行輸入業者によって持ち出される問題に対応したものである。16才以上の人が1人あたり持ち出せる調整粉乳の量を1.8kg(2缶相当)に制限し、違反により有罪となれば、\$500,000の罰金か禁固2年を課せられる可能性がある。

3. 8食品が安全性検査に不合格

8 foods fail safety tests

February 28, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/02/20130228_143710.shtml

食品安全センターが先月検査した食品10,100検体中8検体が不合格であった。不合格となった食品と違反物質は、乾燥キノコの二酸化硫黄、芹菜のカドミウム、生牡蠣のノロウイルスDNA、未殺菌乳の大腸菌群、ココナツタルトのサルモネラなどであった。

●韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 国内流通食品中のカビ毒の安全管理を強化!

食品基準課 2013.02.21

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=19765&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、昨年国内で流通した農産物及び加工食品94品目(10,510件)に対してカビ毒の汚染を調査した結果、99.9%(10,509件)が合格し、安全な水準であったと発表した。本調査は、16市・道と合同で、カビ汚染の可能性があり消費量の多い食品を対象にカビ毒7種の汚染実態を把握するために実施された。

※カビ毒7種：総アフラトキシン、アフラトキシンB₁、オクラトキシン、ゼアラレノン、パツリン、デオキシニバレノール、フモニシン

調査の結果、カビ毒の基準・規格が設定されている7,061件のうち唐辛子粉1件でオクラトキシンが超過(17.2ppb、基準値7ppb)していたが、他の7,060件は基準を遵守していた。問題の唐辛子粉は、2012年7月、管轄地方自治体で流通販売が禁止され、回収・廃棄などの行政措置が行われた。また、基準値が設定されていない3,449件は、全て海外(EU、

Codex) 及び国内の類似の基準以内で安全な水準だった。これら食品の摂取によるカビ毒の暴露量は、安全基準と比べて 0.003~1.1%の水準であり、有害影響の可能性は非常に低い。アフラトキシンの超過発がんリスク ($2.9 \times 10^{-8} \sim 3.8 \times 10^{-8}$) も 10^{-6} 以下であった。

食品医薬品安全庁は、本調査結果をもとにカビ毒の検出頻度が高い一部の食品に対して安全基準を設定する予定であり、本年も消費量の多い食品を中心にカビ毒の安全管理をさらに強化する。

2. 食品の異物混入、毎年減少

食品管理課 2013.02.20

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=19759&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、2012年に報告(申告)された食品の異物混入件数は総 4,733 件であり、2011年に比べて 15.8%減少したと発表した。

※ 異物報告(申告)件数：2010年 8,597 件→2011年 5,624 件→2012年 4,733 件

食品医薬品安全庁は、2012年に報告(申告)された 4,733 件のうち、調査が完了した 4,658 件について異物混入の段階別に分析した結果、▲消費・流通段階 591 件、▲製造段階 345 件、▲不明 2,812 件、▲異物紛失・調査拒否等による調査不可 910 件であったと説明した。

<異物種類別の分析結果>

異物の種類では、虫(2,343 件、49.5%)>カビ(570 件、12.0%)>金属(505 件、10.7%)>プラスチック(283 件、6.0%)>硝子(73 件、1.5%)>その他(959 件、20.3%)の順であった。虫は、消費・流通段階での混入率(445 件、19.3%)が製造段階での混入率(73 件、3.2%)よりはるかに高かったが、これは食品保管及び取り扱いの不注意によって発生したと分析された。カビは、消費・流通段階(85 件、15.2%)及び製造段階の混入率(84 件、15.0%)が同程度であった。カビは、製造工程における不十分な乾燥処理または包装紙の密封不良などにより発生し、流通工程では主に容器・包装の破損または蓋などに外部空気が流入したことによる。金属・プラスチック・硝子は、製造段階での混入率が消費・流通段階より高いが、これは製造施設及び附属品の一部が落ちる、あるいは製造中に硝子破片が食品に混入することが主要原因であった。

<食品種類別の分析結果>

食品種類別の異物混入率は昨年と同程度であり、麺類(957 件、20.5%)>コーヒー(558 件、12.0%)>菓子類(434 件、9.3%)>飲料類(330 件、7.1%)>パン類(293 件、6.3%)の順序であった。麺類の異物は総 957 件であり、消費・流通段階の混入率(115 件、12.0%)が製造段階(10 件、1.1%)より数倍高かった。コーヒーでは、原因が明かされた異物(35 件、6.3%)は全て消費・流通段階で発生した。菓子類は製造段階(59 件、13.6%)及び消費・流通段階(55 件、12.7%)の異物混入率が同程度であり、飲料物類は消費・流通段階(70 件、21.2%)が製造段階(17 件、5.2%)より発生率が高かった。パン類は、製造段階(59 件、20.2%)が消費・流通段階(3 件、1.0%)より高かった。

食品医薬品安全庁は、昨年に引き続き、本年も中小企業の異物管理能力向上のために大

企業及び中小企業間の業界異物管理協力ネットワークを運営し、業界の自主的な異物管理を指導する方針だと発表した。異物申告は、HP(<http://kfda.go.kr/cfscr>) または不正・不良食品申告電話 1399 で行える。

3. ベンゾピレン (Benzopyrene) 基準超過「唐辛子種の油」の回収および廃棄措置

危害師範中央調査団/食品管理課 2013.02.19

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=19754&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、中国 QINGDAO FIRST GLOBAL FOODS CO. LTD 社が製造した「唐辛子種の油」製品がベンゾピレン基準 (2 ppb) を超過したため、当該製品を回収・廃棄したと発表した。また、問題の唐辛子種油を原料として使用した 1 次加工品に対しても自主回収を勧告し、当該事業者を行政処分(是正命令)した。ただし、苔径農産(株)の 1 次加工品が一部使用された農心ラーメンのスープ原料(2 次加工品)については、2 次加工品であること及び当該ラーメンスープからベンゾピレンが検出されなかったことに鑑み、農心ラーメンに対しては自主回収勧告などの措置を行わなかった。

※ ベンゾピレンは、高温 (約 350~400℃) で食品を調理・製造する過程で炭水化物、タンパク質、脂肪などが不完全燃焼した場合に生成する。

● その他

食品安全関係情報 (食品安全委員会) から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、輸入食品等の検査で不合格となった食品等を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03760150369>
- スペイン食品安全栄養庁(AESAN)、馬肉を牛肉として偽装していた食品に関する情報を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03760230307>
- スペイン食品安全栄養庁(AESAN)、賞味期限及び消費期限に関する情報を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03760860307>

ProMED

- ウマ肉 ヨーロッパ (第 6 報) : コントロール、食品安全、更新
Horsemeat - Europe (06): control, food safety, update
2013-02-2
<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20130220.1551520>
Date: Tue 19 Feb 2013 Source: eFoodAlert [summ., edited]

(概要)

DNA 検査により、オランダ経由のルーマニア産原料を用いてルクセンブルグで加工されたフランス産牛肉製品に、相当量のウマ肉が含まれることが確認された。問題の牛肉製品は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国に流通した。フランス当局は、フランスの企業 Spanghero がルクセンブルグの Comigel が製造した不純物混入の牛肉製品を故意に出荷したと信じており、Spanghero の衛生証明を停止した。Spanghero の幹部はこの主張を強く否定している。

2013 年 2 月 18 日、フランスは一時停止の一部を解除し、Spanghero に対し挽肉、ソーセージ及びすぐに喫食可能な製品の製造を許可したが、冷凍肉の保管は認めていない。

別件で、アイルランド産冷凍ビーフバーガーにもウマ肉が検出された。この冷凍ビーフバーガーは、オーストリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、英国に流通した。英国 FSA は 2 つの施設を捜査し、逮捕及び押収を行った。この警察の対応は、Farmbox Meats (Aberystwyth, Wales) 及び Peter Boddy Slaughterhouse (Todmorden, West Yorkshire) が関与する 3 番目のウマ肉汚染と関係している可能性がある。両工場の認可は一時停止された。

EU 全体で各国が「牛肉」または「100%牛肉」と表示された製品中のウマ肉検査を強化すると発表している。

● ニコチン中毒、子ども一米国 (シカゴ)

Nicotine poisoning, children - USA: (Chicago)

2013-02-22

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20130222.1554274>

Date: Wed 20 Feb 2012 Source: CBS Local Chicago [edited]

2013 年 2 月 20 日水曜日、禁煙用のニコチントローチの摂取により小学生 18 人が中毒になり、そのうち 16 人が医療機関を受診した。9~10 才の 18 人は、ニコチンの禁断症状を和らげるための OTC トローチ「Niquitin Minis」をミントだと思い、他の生徒から貰って摂取した。

EurekaAlert

● 肉の同定に問題が？答えはバーコードをチェックすること

Problems with identifying meat? The answer is to check the barcode

28-Feb-2013

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2013-02/bc-pw022713.php

自分が何を食べているか知りたいか？DNA バーコードが近縁種の同定に使用できるかもしれないとの論文が *Investigative Genetics* に発表された。研究の結果、南アフリカの狩猟

肉の表示は極めて不正確であり、約 80%が中身と表示が異なっていた。

南アフリカでは切り干し肉が大きな産業であり、1 万以上の野生動物農場が関係するとともに、個人の狩猟も加わる。この肉は、脂肪及びコレステロール、並びに添加物が少ないと見なされているため「健康的」とされている。

ミトコンドリアの COI DNA バーコーディング及び *cytb* 配列決定により、研究者らはスーパーマーケットや卸売り店の狩猟肉検体を検査した。146 検体中 100 検体以上が誤表示されていた。牛肉は全て正しかったが、クーズーは 92%別の種類だった。トビカモシカ及びダチョウの切り干し肉は、実際に正しかったのは 24%のみであった。残りは、ウマ、インパラ、ハーテビースト、ウィルドビースト、ウォーターバック、エランド、オリックス、ダイカー、キリン、カンガルー、ヒツジ、ブタ又はウシであった。懸念されるのは、シマウマと表示されていた検体の 1 つが、実は絶滅危惧種のヤマシマウマだったことである。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室